

請願・陳情參考資料

平成29年2月23日

地域振興部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
29年-3 (28.12.15)	地域振興	<p>オスプレイの墜落に抗議する意見書の提出について</p> <p>倉吉市 足羽 佑太</p>	<p>1 オスプレイの不時着水と防衛省などの動き（防衛省からの情報）</p> <p>(1) 事案概要 平成28年12月13日（火）21時30分頃、沖縄市名護市東海岸から約1km沖合で米軍機MV-22オスプレイ1機が不時着水、乗員5名は無事。</p> <p>(2) 防衛省などの主な動き</p> <p>ア 事故発生直後、防衛大臣が次の指示を出すとともに、在日米軍司令官に対し安全が確認されるまでの飛行停止を求めた。</p> <p>①情報収集を徹底し、状況の把握に努めること。 ②人命救助に万全を期すこと。 ③地元への説明などの対応を確実にすること。</p> <p>イ 防衛大臣は、在日米軍司令官との電話会談で、次の事項などについて確認した。</p> <p>①事故機が空中給油・輸送機訓練を実施中にホースが切れ不具合が生じたこと。 ②事故の原因は機体である可能性が極めて低いこと。 ③安全が確認されるまで一時飛行が停止されること。</p> <p>ウ 12月19日、在日米軍副司令官から防衛大臣に「機体やシステムが事故原因ではない」としてオスプレイの飛行再開方針が伝えられ、防衛大臣は「米軍は全ての機体を点検して問題なしと確認している」として飛行再開を容認する考えを示し、同日飛行が再開された。</p> <p>2 県の取組状況 外交・防衛に関する事項は国の専権事項であるので、国において判断していただく事項であるが、県としても情報収集に努め、国に情報提供を求めている。</p>

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
29年-4 (29. 1. 19)	地域振興	<p>沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁</p>	<p>1 辺野古新基地建設、高江ヘリパット建設を巡る主な動き</p> <p>(1) 事案概要</p> <p>沖縄に所在する米軍施設・区域に関わる諸問題に関し協議する委員会（通称「SAC 0」）の平成8年12月の報告に次の事項が盛り込まれた。</p> <p>①普天間飛行場は、今後5年ないし7年以内に、代替施設が完成し運用可能となった後、全面返還で合意</p> <p>②北部訓練場の過半の返還条件として、ヘリコプター着陸帯（ヘリパット）が東村高江を含む北部訓練場の残余部分に移設</p> <p>(2) 主な動き</p> <p>①普天間飛行場</p> <p>平成11年4月に普天間基地の移設候補地となっていた辺野古沿岸について、平成25年12月に県が国の埋め立てを承認。</p> <p>その後、知事が替わり、平成27年10月に知事により国への埋立承認が取消し。</p> <p>これを受け、平成28年3月の国が取消しの是正を指示するなど国と県との係争が始まり、最高裁まで争われたが平成28年12月に国の勝訴（取消しが是正される。）が確定。</p> <p>②高江ヘリパット</p> <p>平成11年4月、北部訓練場について、ヘリコプター離着陸帯（ヘリパット）の移設（6カ所）後、過半を返還することで合意。</p> <p>その後、日米合同委員会において、平成27年1月に2カ所、平成28年12月に4カ所のヘリコプター離着陸帯（ヘリパット）の提供が合意。</p> <p>その間、平成28年7月に沖縄県議会において内閣総理大臣などに宛てたヘリコプター離着陸帯（ヘリパット）建設反対の意見書を提出。</p> <p>平成28年12月、沖縄県最大の在日米軍施設・区域である北部訓練場の過半が返還。</p> <p>※日米合同委員会 日米地位協定に基づき日米両政府によって設置されている機関であり、日米地位協定の実施について合意により定める。</p> <p>2 県の取組状況</p> <p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であるが、国と沖縄県とで十分な協議を尽くした上で検討すべき問題と考えており、県としてはその動向を注視している。</p>